

**ご存じですか？  
国民年金保険料免除制度**

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。本人および配偶者、世帯主の所得で審査します。

**◆免除などの申請対象期間**

・毎年7月～翌年6月

※申請書の受付日から2年1カ月前までの未納期間にさかのぼって申請できます。

**■申請年度の直前の1月2日以後に**

**田原市に転入された方**

前住所地の所得証明（控除額記載のもの）が必要です。

**■失業された方**

失業を示す書類（離職票または雇用保険受給資格者証）が必要です。

**◆学生納付特例制度**

学生の方（一部対象外の学校あり）は、「学生納付特例制度」をご利用できます。申請には、学生証（有効期限が分かるもの）が必要です。※学年ごとに申請が必要です。

**▼保険年金課**

☎23局2149 ☎23局0180

**▼豊橋年金事務所**

☎(0532)33局4111

**ジエネリック医薬品を  
ご存じですか？**

**◆ジエネリック医薬品とは**

「特許期間を経過した新薬と同じ有効成分を持つ薬として作られたもの」

ジエネリック医薬品は、新薬より価格が低く設定されています。また、品質や安全性についても、薬事法の厳正な基準を満たしています。

詳しく知りたい方、薬をジエネリック医薬品に変更したい方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

**▼保険年金課**

☎23局2149 ☎23局0180

**海で楽しく遊ぶために**

**マリネリジャーシーズン到来**

**死亡事故ゼロを目指して**

**海のもしもは118番**

**◆海上保安庁夏季安全推進活動**

7月1日～8月31日

■プレジャーボートやミニボート、シーカヤックなどでレジャーを楽しまれる方へ

・機関などの発航前点検、水路調査、気象・海象の把握など確実に行い

ましょう。

・ライフジャケットの常時着用など自己救命策の確保を行いましう。

**■遊泳者、サーファーの方へ**

・子どもから目を離さないようにしましょう。

・飲酒後の遊泳はやめましょう。

・離岸流や深みなどに注意しましょう。

ルールとマナーを守って、安全にマリネリジャーを楽しみましょう。

**▼三河海上保安署**

☎(0532)34局0118



**寄付**

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

**【衣笠小学校開校30周年】**

▼3月31日、衣笠小学校PTA様から児童の学習環境向上のため、扇風機26台。

▼3月31日、衣笠小学校第1回卒業生一同様から児童の学校生活向上のため、ウォータークーラー1台。

▼3月31日、衣笠小学校衣和会様から、沿革史1枚。

▼3月31日、衣笠校区コミュニティ協議会様から児童の学習活動などの充実のため、土佐文旦35本。

▼5月11日、田原バシフィックロータリークラブ様から創立25周年に当たり環境保全活動のため、山北保育園に桜の木1本、桐の木1本、甘夏の木3本。

▼5月19日、豊橋ベンチャークラブ会長 花井かずこ様から地域社会への貢献のため、絵本21冊。

▼5月28日、豊橋石油業協同組合 理事長 石川昌司様から防災対策（避難所暖房用）のため、石油ストーブ3台（灯油用ポリタンク付）。

